

デューイのデモクラシー論の諸問題^[1]

——政治理論研究の立場から——

小田川 大典

エマーソンと、ウォルト・ホイットマン、それにメーテルリンクこそは、これまでに於いて、デモクラシーが、たんなる統治形態や社会的便宜ではなく、人間とその自然の経験の關係についての形而上学であるということとを日常的に、そしていわば本能的に知っていた、ごくかぎられた人たちであった。

“MAETERLINCK'S PHILOSOPHY OF LIFE” (MW. 6. 135. 傍点引用者)

敢えて強い言い方をするなら、われわれは、デモクラシーを、市民がそこそこ忠実に政治的義務を果たしてさえいれば作動し続ける、ある種の政治的な機械と考えることに馴れてしまったのである。近年、これでは不十分だ、デモクラシーはひとつの生活様式 (a way of life) である、という見解を耳にすることが増えているが、この見解は、われわれの取り組みべき課題の核心を突いている。……いざにしろ、われわれがこうした外面的なものの考え方を克服するには、つぎのことを思想と行動において実現する以外にない。すなわち、デモクラシーとは、ひとりひとりの個人としての生活様式であるということ、デモクラシーとは、ある特定の態度を身につけ、それをつねに実行することによつて、人格的な性格を形成し、生活のあらゆる關係において欲求と目的とを決定することを意味しているということ、である。自分の氣質や習慣を特定の制度に従わせ

ることを考えるのではなく、むしろ制度の方を、習慣的に根付いているわれわれの人格的な態度の表現、投影、拡大として捉えることを身につけなければならないのである。

“Creative Democracy—The Task Before US” (J.W. 14, 225-226. 傍点引用者)

一 問題の所在——デモクラシー論のホイットマン的伝統

政治理論研究の分野にかぎって言えば、デューイのデモクラシー論は、その圧倒的な影響にも関わらず、一般的には、やや扱い難い研究対象とみなされているように思われる。³⁾ おそらくそれは、あのまとまりのない記述と多義的な説明を好む独特の文体によるところも少なくないだろうが、就中、彼がデモクラシーを論じる際に、上に示したような、ひとりひとりの「人格」を成長させる「生活様式」という倫理的・非制度的な側面を意識的に強調していることによるところが大きいように思われる。

アメリカの思想史を振り返るならば、南北戦争後における制度としてのデモクラシーの形骸化を——デモクラシー以外の、たとえばアリストクラシーを持ち出すのではなく——「デモクラティックな人格」の形成という観点から批判したホイットマン以来、たんなる制度としてのデモクラシーを、道徳的な理念としてのデモクラシーの観点から批判する伝統がまちがいに存在しており、実際、それが現代のデモクラシー論に与えている影響は計り知れない。⁴⁾

だが、そのように非制度的なデモクラシーの理念を強調することは、ともすれば、現実の様々な個別的利害と向き合わざるを得ない制度としてのデモクラシーのありようを軽視したり、そのリアルポリティクスを嫌悪する反政治的な態度と結びつく。もちろん、非制度的なデモクラシー論が論理必然的に制度としてのデモクラシーを否定す

るわけではない。実際、デューイの長年にわたるデモクラシー研究は、この非制度的なデモクラシー（倫理的デモクラシー論）と実際の制度としてのデモクラシー（政治的デモクラシー論）を如何に架橋するかという問題への取り組みであつたといえよう。しかしながら、デューイにおいて両者がある種の緊張関係にあつたこともまた否定しがたい事実なのである。⁵⁾

本稿は、そうしたデューイのデモクラシー論の一側面を取り出し、その特徴を浮き彫りにすべく、現代のデモクラシー論の代表的な制度構想である二回路モデルと比較を試みる。一九世紀以降の様々な「社会問題」——貧困や失業などの個々人の「自己責任」で対処することが明らかに不可能な諸問題——の発生と階級対立は、一方で行政国家の積極的な干渉を不可避としつつ、他方で社会における分断と政治的無関心を深刻化していった。こうした問題状況を踏まえ、ジョン・ステュアート・ミルからユルゲン・ハーバーマスにいたる代表的なデモクラシー理論家たちは、代議制を前提としつつ、議会を中心とした制度化されたフォーマルなデモクラシー（議会や裁判所において制度化された意見形成と意思形成）と、市民社会を中心とした制度化されていないインフォーマルなデモクラシー（「市民社会に基礎を持つ公共圏」）という二つの回路を峻別し、前者には理性的な審議と、後者には世論形成と政治参加と通じての公共精神の陶冶という異なる役割を割り当てつつ、この二つの回路の「相互作用」に現代的なデモクラシーの核心を見いだしている。いうまでもなくこの二つの回路もまた緊張関係にあるのであって、前者のみを偏重すれば「市民社会」の「民意」を無視した議会の独善的な暴走を容認することになるであらうし、後者を過度に強調すれば、代議制そのものを否定する、過激な直接デモクラシーを主張することになってしまうであらう。この二回路モデルとの関係において、デューイのデモクラシー論の位置づけを明らかにすること、これが本稿の狙いである。

具体的な作業としては、まず第二節において、デューイの作品に即しながら、彼の倫理的デモクラシー論と政治

的デモクラシー論の架橋の試みについて検討し、第三節ではジョン・ミルの二回路モデルを紹介し、デューイの構想と比較を試みた上で、第四節では、いくつかの課題について問題提起を試みる。

二 デューイのデモクラシー論における「生活様式」の優位

デモクラシーをたんなる制度のありように限定せず、すべての構成員の人格の成長という非制度的な理念と結びつけるデューイ独特の議論は、既に、初期の作品『デモクラシーの倫理』(一八八八)において明瞭なかたちで現れている。⁽⁶⁾

この作品においてデューイは、サー・ヘンリー・メインが『民衆の政府』(一八八五)において展開しているデモクラシー批判に次のように反論している。メインによれば、デモクラシーとは、「共有の意志」を持たない「多数者」を無理矢理まとめた「最も脆く不確かな」統治形態であり、その不安定さのゆえに、ほぼまちがいに「恐ろしく醜悪な形態のモナキー(一人支配)やアリストクラシー(少数支配)にたどりつく」。だが、デューイによれば、原子論的個人主義に立脚し、デモクラシーを「たんなるひとつの統治形態」という制度と捉えている点においてメインは間違っている。人びとは、断じて「孤立した非社会的原子」などではなく、社会という「有機体」において「互いに本来的な関係にあるときにのみ、人間たりうる」。このように(社会全体の調和的發展はひとりひとりの個人の人格的成長と相互的な関係にある)という社会有機体説に依拠しつつ、デューイは、デモクラシーが「たんなるひとつの統治形態」ではなく、政治的であると同時に倫理的な理念であると述べる。

デモクラシーとは統治の一形態にすぎないと主張するのは、家族とは所詮煉瓦とモルタルを幾何学的に積み上

げたものにすぎないと唱えるのと同じことであり、教会とは信者のための椅子と説教壇と尖塔のある建物にすぎないと言うのと同じである。……しかし、こうした見方は間違っている。いずれも、こうしたものを遙かに上回る存在だからである。

政治的であると同時に倫理的であるデモクラシーの理念。デューイによれば、その目的は「個人と普遍との統一、すなわち、完全な国家における完全な人間」換言すれば「ひとりひとりが他のすべてのひとびとと国家の中において調和するような個人の発展、すなわち、ひとりひとりが共同体の統一された意志を自分自身のものとして持つような個人の発展」であった(EW, I, 228ff)。

だが、こうした、ひとりひとりの人格の発展と社会全体の発展の予定調和的な進展というデューイ的なデモクラシーの理念は、二〇世紀はじめの厳しい現実によって、再考を余儀なくされる。第一次大戦前後に、内外の様々な「社会問題」(国内では貧困や失業の問題、国外では帝国主義や戦争の問題)に取り組む中で、デューイは、複雑化した近代社会が、もはや、かつての古き善き「フェイストウ・フェイス」の親密な関係の中で互いの人格の成長を支えていたコミュニティではなく、制御不能なトランザクション——当事者の意図を超えて第三者にも影響を及ぼす社会的行為——の洪水とともに立ち現れる「グレイト・ソサエティ」(大社会)にほかならないということを痛感するに至ったのである。

この時期に書かれた代表的なデモクラシー論『公衆とその問題』(一九二七)において、デューイは、近代におけるトランザクションの爆発的な増大が、「公衆」(a Public)という両義的な存在を誕生させたことを指摘する。⁽⁷⁾すなわち、公衆とは、一方では、膨大にして制御困難なトランザクションの影響を受けるが故に、国家権力を用いてトランザクションを制御する「公職者」(officials)を選出しなければならないはずの存在であるが、他方では、ト

ランザクシヨンの増大の中で「公的」な利益を見失い、私事に埋没し、公衆としての本来の自覚を失いつつある「没落しつつある公衆」でもあった。

爆発的なランザクシヨンの奔流の中、その制御という公的な「共通の利益」を共有しているにも関わらず、ヘグレイト・ソサエティの成立＝伝統的コミュニティの没落の中で愚劣な「大衆」へと墮落しつつある公衆。デューイはこの「公衆とその問題」に応答する中で、自らのデモクラシー論を次のように展開している。ランザクシヨンの増大によって発生した様々な社会問題には、公衆が「公職者」の選出を通じて国家へと自らを組織することによって対応することを通じて対処しなければならない。だが、ランザクシヨンの増大は他方で、伝統的なコミュニティを崩壊させ、人びとの「公的」利益を共有する公衆としての自覚を弱め、ばらばらの個人へと解体してしまう。トクヴィルが「個人化」と呼んだ趨勢——人びとが公的なものを見失い、人間以下のものに墮落してしまうこと——に、どのように抗すべきか。更に踏み込んでいえば、倫理と政治において、デューイはどのような処方箋を提示したのか。

注目すべきは、デューイがあくまでも、制度よりも倫理を強調している点である。すなわち、デューイによれば、こうした流れは、「統治制度としてのデモクラシー」を過度に強調する中で、人びとが「観念としてのデモクラシー」——「個人の立場からいえば、自分の属する集団の活動を形成し、方向づけるに際し、自分の能力に応じて責任ある参加を行うこと、および自分の必要に応じて集団が維持する価値の分配にあずかること。集団の側からいえば、共通の利益と善との調和を保ちつつ、構成員の潜在能力の解放を求めること」という「デモクラティックな生活様式」——を見失ってきたことにこそ起因するものであった。したがって、デューイは、政治的コミュニケーションによってこの「観念としてのデモクラシー」を広め、地域のコミュニティを回復し、ヘグレイト・ソサエティという大衆社会的状況を、倫理的な「ヘグレイト・コミュニティ」へと高めることこそが最大の課題だと論じているのであ

る (JW. 2. 235ff)。

このように、デューイは、二〇世紀初頭の危機の時代に対し、国家権力の再編による対処という制度的な議論を示唆してはいるものの、その構想の根底にあったのは、あくまでもホイットマン以来の倫理的な「生活様式としてのデモクラシー」論にはかならなかったのである。

三 ジョン・ステュアート・ミルとデモクラシーの「二回路」

人びとを翻弄する爆発的なランザクシヨンの噴出という一九世紀後半以降の危機的状況をヘグレイト・ソサエティの誕生と捉えたのはヘグレイム・ウォラスであったが、同様の認識は同時代の知識人に広く共有されており、デューイもまちがいないその一人であった。そして、上に見たように、この事態を打開すべく、デューイは、あくまでも非制度的なデモクラシーの理念——「デモクラティックな生活様式」——をひとりひとりの「思想と行動」において徹底することによるヘグレイト・コミュニティの構築という構想を提示した。そして、専ら制度としてのデモクラシーを捉える制度論的思考の惑溺を、倫理としてのデモクラシーという観点から批判するという論理は、初期の『デモクラシーの倫理』から後期の『公衆とその問題』に至るまで一貫——それはほとんど驚異的といってもよい——している。

だが、ヘグレイト・ソサエティにおける社会問題の噴出と政治的無関心の深刻化という問題状況に対しては、デューイのそれとは全く異なる応答も存在した。以下、その一例として、ジョン・ステュアート・ミルの『代議制統治論』(一八六一)のデモクラシー論を検討しておきたい。⁽¹⁰⁾

ジョン・ミルのデモクラシー論の特徴は、父ジェイムズの『政府論』(一八二五)のデモクラシー論が破綻したと

いう認識から出発している点にある。同書において父ジェイムズは、快苦計算によって算出可能な「コミュニティ全体の利益」を統治に反映させることこそがデモクラシーの本質であると論じ、そのために議員の任期を短くし、選挙を頻繁に行なうことで、代議士を有権者に従属させる必要があると述べていた。¹⁾だが、その後の選挙法改正による参政権の拡大——就中、労働者階級への——は、社会内部に潜在していた階級対立を顕わにし、ジェイムズが夢想していた単一の利益を共有するコミュニティなどというものが現実には存在し得ないことを白日の下に晒すことになったのである。すべての人びとに共通する単一の利益などというものが存在し得ない、階級対立によって分断された社会。そして、格差や貧困など、個々人の「自己責任」で対処できない社会問題が蔓延する社会。——ジョン・ミルが対峙した一九世紀後半のブリテンの社会は、まさしくそうしたグレイト・ソサエティであった。そしてジョン・ミルは、当時のグレイト・ソサエティが抱える二つの問題を指摘する。ひとつは、①経済活動の拡大に伴う人びとの間での政治的無関心の増大をどのように食い止めるかという問題であり、もうひとつは、②深刻化する社会問題に適切に対処するという役割を強めつつあった行政国家に、どのようにして優れた知性を反映させるかという問題であった。そして、①政治的無関心の増大について、ジョン・ミルが、共和主義的な観点から、「政治参加を通じての国民の政治教育」という、ある種の参加デモクラシー論を唱えたことはよく知られている。こうしたジョン・ミルの政治教育を主眼とした参加デモクラシーの構想が、デューイの「デモクラティックな生活様式」論と通底していることはまちがいない。おそらくはジョン・ミルもまた、非制度的なデモクラシーの理念の力を信じていた一人であった。

だが、注目すべきは、ジョン・ミルが他方で——まさに非制度的な参加デモクラシー論を補うかのように——②社会問題と社会の分断の深刻化による「代表制の危機」という問題について制度論的な構想を展開している点であろう。ジョン・ミルは代議制において議会に「その時代に存在しているであろう優秀な資質」が反映される仕組

みが必要であると、すなわち、優れた知性を持つ代議士が議会で理性的に審議することを可能にする制度的枠組みが必要であると考えた。その大きな理由は二つである。ひとつは、様々な社会問題に適切に対処するためには優れた知性によるリーダーシップが必要であるからであり、もうひとつは、社会における分断が深刻化し、統治に反映すべき単一の「社会全体の利益」などというものが存在しないことが明らかになった以上、そもそも何を統治に反映すべきかという問題は、議会における代議士の理性的な審議に委ねるしかないからである。

複雑化したグレイト・ソサエティにおける政治家の役割とは、深刻化する社会問題に優れた知性によって適切に対処することであり、議会での理性的な審議を通じて、そもそも統治に反映すべき共通善とは何かを明らかにすることにはかならない。したがってジョン・ミルは、選挙においては優れた知性を持つ代議士が選出され、議会においては代議士が地元有権者の個別的な利益に縛られることなく、自由かつ理性的に審議できるよう、選挙制度における比例代表制と複数投票制の導入を提唱する。比例代表制を導入すれば、代議士は選挙区という地理的な制約（地元の利益）を守る義務を免れることができるだろうし、「教育ある」有権者に「二票またはそれ以上の」投票権を与える複数投票制を導入すれば、「知識と知性において優れている人びと」の政治的影響力が強化されるというのである。²⁾

四 むすびにかえて——デューイ的デモクラシーとは何を意味するのか

このように一方で、①広範な政治参加による「国民自身の徳と知性」の向上（政治教育）を唱えつつ、他方で②「知識と知性において優れている人びと」と「教育ある」代議士の強力なリーダーシップの制度化の可能性を探るジョン・ミルの構想は、人びとの「思想と行動」における非制度的なデモクラシーの倫理に決定的な役割を認める

デューイのデモクラシー論とは明らかに別物である。というのも、ジョン・ミルは、グレイト・ソサエティの現状に批判的ではあるものの、それを非制度的なデモクラシーを梃子にグレイト・コミュニティへと根本的に変革するということは考えていないからである。おそらくジョン・ミルのねらいはむしろ、参加デモクラシーと優れた知性に導かれる行政国家を組み合わせることで、不健全なグレイト・ソサエティを、より健全なそれに改善することであつた。

このように、ジョン・ミルは、政治参加を通じての国民全体の政治教育という構想をデューイと共有しているものの、市民社会における非制度的なデモクラシーと、政府において制度化されたデモクラシーという二つの回路を区別し、両者の相互作用を重視している点において、近年、盛んに論じられている熟議デモクラシーの二回路モデルの先駆として位置づけることができるように思われる。すなわち、それまで専ら道徳的討議を重視していたハーバースが、一九八〇年代以降、近代の社会秩序における制度やエートスの重要性を認識するようになった末に、『事実性と妥当性』(一九九二)で示唆的に提示した「市民社会に基礎を持つ公共圏」と「議会や裁判所において制度化された意見形成と意思形成」の「相互作用」についての着想は、すでにジョン・ミルによつて論じられていたのである。議会等での理性的審議という制度的なデモクラシーにどの程度の独立性を認めるか、あるいは非制度的なデモクラシーをどう実質化するか——「熟議の日」(Deliberation Day)や「熟議世論調査」(Deliberative Poll)等——をめぐって意見が分かれてはいるものの、現在のデモクラシー論において、このモデルは、非常に強い影響力を持っている。¹⁹⁾

そして、その理論的な意義についての評価はともかくとしても、この二回路モデルは、デューイのデモクラシー論の特質とその可能性(あるいはその限界)を見定める上で、非常に有益な視点を与えてくれるように思われる。この二回路に対し、デューイならばどのように応答したであろうか。それは、デューイ自身が、代議制デモクラシー

において、『公衆とその問題』で「公職者」とよんだ人びとにどのような積極的な役割を認めるかという問題であり、また、グレイト・ソサエティにおいて人びとは「二四時間市民」である必要はなく「パートタイム市民」でも構わないとする二回路モデルのリベラルな主張に対して、デューイがこれを認めたかどうかという問題である。より単刀直入に言えば、非制度的なデモクラシーの徹底化という、ある種の精神主義以上の制度的な構想をデューイのデモクラシー論の中に読み込むことは果たして可能なのかどうか。——二回路モデルとの比較は、この、今後のデューイのデモクラシー論についての研究を大きく左右するであろう問いを考える上でも、きわめて示唆的であるように思われる。

- (1) 本稿は、二〇〇九年一〇月三・四日に岡山女学大学教育学部で開催された日本デューイ学会第五三回研究大会の課題研究「デューイ民主主義論の再考」での報告に加筆修正したものである。司会の栗田修、立山善康、報告者の加賀裕郎、生澤繁樹、フロアの行安茂、早川操、吉野一徳から示唆に富んだコメントを頂いた。ここに深く感謝申し上げる。なお、加賀報告(倫理学)、生澤報告(教育学)との役割分担の都合上、本稿がデューイのデモクラシー論のきわめて限られた一側面を対象としていることを付言しておきたい。
- (2) 以下、デューイの作品の引用・参照に際しては、Larry A. Hickman ed., *The Collected Works of John Dewey 1882-1953* (*The Electronic Edition*), Intellex, 1992 を用い、シリーズの略号 (EW = the Early Works, MW = the Middle Works, LW = the Later Works) を巻末の頁の隅に記す。
- (3) この独特の扱いにくさ(デモクラシーの非制度的側面——倫理的側面と過程的側面——を強調するに伴う弊害)を鮮明に抉り出した作品としては R. B. Taisse, *A Pragmatist Philosophy of Democracy: Communities of Inquiry*, Routledge, 2007 を、にも関わらず擁護を試みている作品としては A. Kadlec, *Dewey's Critical Pragmatism*, Lexington Books, 2007 を参照。なお、北米の政治学史におけるデューイの位置づけについては *American Journal of Political Science*, Vol. 43, No. 2, Apr., 1999 の特集 "Symposium: Dewey's Pragmatism, Social Inquiry, and Democracy" が有益である。
- (4) Cf. Judith N. Shklar, "Redeeming American Political Theory," *APSR*, 85-1, 1991. 挙げたホーネットマン＝デューイ的なデモクラシー論の伝統に、ローティは「アメリカ国民の誇り」を支えている「新しい疑似共同体主義的レトリック」を見いだ

す(ローティ「アメリカ 未完のプロジェクト——二〇世紀アメリカにおける左翼思想」見洋書房、二〇〇〇、第一章)。これに対し、ケイティブは、エマーソン、ソロー、ホイットマンの伝統の中から、リベラルな「民主的個人性」の思想を剔抉する。George Kateb, *The Inner Ocean: Individualism and Democratic Culture*, Cornell University Press, 1992. ケイティブについては次を参照。小田川大典「民主的個人性について——北村透谷からジョージ・ケイティブへ」鐸木道剛編『東アジアの「もの」と「秩序」』(岡山大学社会科学文化科学研究科学内COEシリーズ第三卷) 大学教育出版、二〇一〇。

(5) 「普通選挙制、頻繁な選挙、多数決原理、議会制的内閣制の政府にはどんな神聖さもない」。デューイはすべての著作を通じて、多くの観察者にとっては政治的デモクラシーを表現する不可欠の手段であった諸制度に批判的な見方をとり続けた」(シエルドン・S・ウォーリン『政治とヴィジョン』福村出版、二〇〇七、六五頁)。

(6) 邦訳として、河村望訳『民主主義の倫理』「デューイ・ミッド著作品集一 哲学・心理学論文集」人間の科学社、一九九五を参照。引用に際しては原文から直接訳出した。

(7) 邦訳として、阿部斉訳『現代政治の基礎——公衆とその諸問題』みすず書房、一九六九を参照した。引用に際しては原文から直接訳出した。

(8) トクヴィルの「個人主義」については宇野重規「デモクラシーを生きたる」創文社、一九九八、三三頁以下、および同「トクヴィル 平等と不平等の理論家」講談社、二〇〇七、八一頁以下を参照。

(9) 名古忠行「グレアム・ウォーラスの政治思想」『同志社法学』四一巻五号、一九九〇を参照。

(10) ジョン・ミルのデモクラシー論についての以下の記述が、デューイのデモクラシー論の特質を浮き彫りにすべく、過度に単純化したものであるということは付記しておくべきであろう。ジョン・ミルのデモクラシー論について、より詳しくは小田川大典「代議制——ジョン・ステュアート・ミル『代議制論』」岡崎晴輝ほか編『はじめて学ぶ政治学』ミネルヴァ書房、二〇〇八、および小田川大典「J・S・ミルと共和主義」田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間』名古屋大学出版会、二〇〇六を参照。

(11) ジェームズ・ミル『政府論』「教育論・政府論」岩波文庫、一九八三。

(12) ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』岩波文庫、一九九七、第七、八章。

(13) ユルゲン・ハーバーマス『事実性と妥当性』未来社、二〇〇三、第八章第三節。「ハーバーマスは政治の二つの基本領域を区別する。非公式の領域と正規の領域である。非公式の政治領域は、コミュニケーションと討議の内発的で「混沌とした」無秩序な」源泉のネットワークからなっている。この領域を「市民社会」と呼ぶことにしよう。ポランティヤ的組織、政治結社、メディアなどが市民社会の実例である。市民社会の決め手となる標識は、制度化されておらず決定をくだすことをめざしてい

ないということである。それに対して、正規の意味での政治は、決定をくだすことをもつぱらめざすような、コミュニケーションと討議の制度化された活動領域に関わる。議会、内閣、議員団、政党などがその顕著な例である。……非公式の領域と正規の領域というこの二重の概念は、ハーバーマスの政治概念の基本的な枠組みを与えてくれる。市民社会においては、政治共同体のメンバーは討議に参加し、了解に達し、たがいに歩み寄り、個別的利害や普遍的利害に関わることについての意見を形成する。ハーバーマスはこれを、個人の意見形成と意志形成の過程と呼ぶ。それに対して、正規の政治領域においては、政治的共同体のメンバーの任命された代表者たちが決定をくだし、法を通過させ、政策をまとめ実行する」(ジェームズ・ゴードン・フィンリッスン『ハーバーマス』岩波書店、二〇〇七、一五七頁以下)。ハーバーマスの二回路モデルについては、篠原一『市民の政治学——討議デモクラシーとは何か』岩波書店、二〇〇四、第五章、同『歴史政治学とデモクラシー』岩波書店、二〇〇七、第一章、田村哲樹『熟議の理由』勁草書房、二〇〇八、第五章、および毛利透『民主政の規範理論——憲法パトリオティズムは可能か』勁草書房、二〇〇二、第二章第二節も参照。

(14) 但し、熟議デモクラシー論には、こうした二回路を自明視する「リベラルな立憲主義」的傾向に批判的な立場も存在する。山崎望『熟議民主主義の進化』有賀誠ほか編『ポスト・リベラリズムの対抗軸』ナカニシヤ出版、二〇〇七、第三節を参照。

(15) たとえばウェストブルックは、デューイが『公衆とその問題』において、国家に無制約の主権を付与してしまっていると指摘している。Robert B. Westbrook, *John Dewey and American democracy*, Cornell University Press, 1991, pp. 302ff.